

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人 IKUNO・多文化ふらっと(以下「法人」という。)の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局に事業担当、総務・経理担当を置く。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局には、事務局長を置き、必要に応じて事業責任者を置くことができる。

2 職制を定める場合は、代表理事の承認を得なければならない。

第4章 職責

(職員の責務)

第4条 事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 事業責任者は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その事業責任者が職務を代行する。

3 事務局長以外の職員は、事務に従事する。

4 事務局長ならびに職員は、法人の利益に関する事案について、代表理事に適切な報告・連絡・相談を行う。

5 事務局長は、職員に事務の指示を行う。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、代表理事が行う。

2 職員の職務は、事務局長が指定する。

第5章 事務処理

(文書による処理)

第6条 事務の処理は、文書または電磁的記録によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書または、電磁的記録によって立案し、事務局長の決裁を受けて実施する。

2 前項の規定は、事業の開始・途中変更・終了をする際にも適用する。

(緊急を要する事務の決裁)

第8条 緊急を要する事務で速やかに決済が必要なものは、事務局長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、事務局長は遅滞なく代表理事の承認を得なければならない。

(代理決裁)

第9条 代表理事が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、代表理事があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規程により代理決裁した者は、事後速やかに代表理事に報告しなければならない。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規定は、2023年4月1日より施行する。